

監査報告書

令和5年6月29日

国立研究開発法人 理化学研究所

理事長 五神 真 殿

国立研究開発法人 理化学研究所

監事 鈴木 裕子

監事 渡辺 その子

私たち監事は、国立研究開発法人理化学研究所(以下「研究所」という。)の令和4年度(2022年4月1日から2023年3月31日)における業務並びに財務の状況について監査を行いましたので、独立行政法人通則法 第19条第4項及び同法第38条第2項、並びに国立研究開発法人理化学研究所監事監査要綱第8条の規定に基づき通知します。

なお、文部科学大臣に対する監査報告は、監事から本報告と同一の内容をもって行うことを申し添えます。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、監査室、経営企画部その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求

めるとともに、研究所の各組織において、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査しました。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他研究所の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

2. 監査結果

- (1) 研究所の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成及び次期中期計画に向け、効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘

すべき重大な事項は認められません。

- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (5) 事業報告書は、法令等に従い、(株)理研鼎業との連結決算を含めて、研究所の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) なお、令和3年度監事監査報告において指摘のあった以下の点については、新理事長の下で改革及び改善が進められていると認めます。

1) (株)理研鼎業の業務執行状況

令和元年度に発足した(株)理研鼎業に関しては、令和3年度監事監査報告において、①収入実績が全額理研からの収入に依り、自己収入が無いこと、②業務において理研各センターとの連携体制が十分に確立されていないことに加え、③新規雇用による人員増による固定費増により、イノベーション事業法人として期待される役割が果たせていない、との指摘とともに今後については、①理研グループとしての産業連携事業に関するビジネスモデルの再検討、②理研からの委託業務内容の見直し、③低固定費化の必要、を指摘しました。

令和4年度、理事長及び担当役員の主導により、ビジネスモデルの再検討及び委託業務内容の見直しを行い、(株)理研鼎業の業務改革を実施中です。監事としては、改革の状況を今後とも注視していきます。

2) 人事制度(10年雇用制度問題への対応)

令和4年度末以降に雇用10年が到来する研究員の雇用上限に関する問題

に関しては、新理事長就任後、直ちに研究者等の有期雇用及び無期雇用に関する考え方と対応の方針が示され（4月15日）、役員とセンター長の意見交換をはじめ、数次にわたる所内への説明と意見交換の後、「新しい人事施策の導入について」を公表（9月30日）し、①通算契約期間の上限規制の撤廃、②理事長、センター長特例、③任期制職員の所内公募（アサインド・プロジェクト）導入等により、制度の改革が行われました。世界最高水準の研究体制を維持するには、研究者の流動性確保と安定的な雇用という、相反する難しい舵取りが要求されるものであり、また、一法人のみで成し得ることではありませんが、監事としても、新たな制度の運用を注視していきます。

3. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定（※）において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項については、上記の監査活動の中で監査を行いました。

その結果、令和4年度における、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、理事長の報酬水準の状況及び保有資産の見直しについての研究所の取組みは、妥当であると認めます。

※過去の閣議決定等

- ・独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日）
- ・独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成21年12月25日）
- ・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日）
- ・独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日）